

豊橋浄水場再整備等事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、豊橋浄水場再整備等事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）について公表します。

2024年4月30日
愛知県公営企業管理者
企業庁長 坂田 一 亮

愛知県（以下、「県」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業（以下、「PFI事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成24年3月閣議決定、その後の改正を含む、以下、「基本方針」という。）、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（平成25年6月6日公表、その後の改正を含む。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日民間資金等活用事業推進委員会より公表、その後の改正を含む。）、「愛知県PFI導入ガイドライン」（平成15年6月30日愛知県企画振興部長通知15企第73号、その後の改訂を含む。）等に基づき、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。

豊橋浄水場再整備等事業実施方針
(案)

2024年4月

愛知県企業庁

目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定方法に関する事項	15
2	事業者の募集及び選定に関する事項	19
(1)	事業者の募集及び選定方法	19
(2)	選定の手順及びスケジュール	20
(3)	応募手続き等	21
(4)	応募者等の構成及び参加・資格要件	24
(5)	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	28
(6)	契約に関する基本的な考え方	30
(7)	提出書類の取扱い	32
(8)	県からの提示資料の取扱い	32
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	33
(1)	本事業の前提条件	33
(2)	リスク分担の考え方	33
(3)	要求する性能等	34
(4)	事業者の責任の履行の確保に関する事項	34
(5)	事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	34
4	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	36
(1)	立地条件に関する事項	36
(2)	再整備に関する事項	36
(3)	土地に関する事項	36
(4)	関係法令に関する事項	36
5	ガバナンスに関する事項	37
(1)	目的と枠組	37
(2)	再整備期間におけるガバナンス	38
(3)	運営期間におけるガバナンス	38
6	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	40
(1)	係争事由に係る基本的な考え方	40
(2)	管轄裁判所の指定	40
7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	41
(1)	基本的な考え方	41
(2)	本事業の継続が困難となった場合の措置	41

(3)	金融機関又は融資団と県との協議	41
8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	42
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	42
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	42
(3)	その他の支援に関する事項	42
9	その他特定事業の実施に関し必要な事項	43
(1)	情報提供	43
(2)	入札に伴う費用の負担	43
(3)	使用言語及び通貨	43
(4)	問合せ先	43
別紙1	用語の定義	44
別紙2	PFI法等における用語と本事業における用語の関係性	45
別紙3	サービス購入料の支払方法	46
別紙4	リスク分担表	47

用語集

本実施方針（案）で定義する用語のうち、主なものについて、以下に掲載します。

- 【委員会】** : 落札者の決定にあたり県が設置する、学識経験者等で構成する豊橋浄水場再整備等事業PFI事業者選定委員会をいいます。
- 【応募企業】** : 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】** : 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【応募者】** : 応募企業又は応募グループをいいます。
- 【公共施設の管理者】** : 本事業をPFI事業として事業者を実施させようとする公営企業の事業管理者（企業庁長）をいいます。
- 【構成企業】** : 応募グループを構成し、次の**【事業者】**で定める特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【資格審査通過者】** : 参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【事業者】** : 本事業の実施に際して、県と特定事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいいます。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【事業提案書】** : 資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出した書類及び図書をいいます。
- 【新施設】** : 本事業で建設する施設のことをいいます。
- 【代表企業】** : 応募グループにより応募する場合に構成企業の中から定める、応募手続きを行う企業をいいます。代表企業は、事業者の安定的な事業運営に関して中心的な責任を負います。
- 【特許権等】** : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいいます。
- 【入札説明書等】** : 入札公告の際に県が公表する書類一式をいいます。具体的には入札説明書、要求水準書（案）、落札者決定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）等をいいます。
- 【落札者】** : 委員会から最優秀提案者の選定を受けて、特定事業契約の締結を予定する者として県が決定した応募者をいいます。
- 【料金】** : 水道用水供給事業における料金をいいます。
- 【利用料金】** : 本事業期間における運営期間中、県は業務分担に応じた額を料金として収受し、事業者は、業務分担に応じた額をPFI法第2条第6項に規定する利用料金として収受します。
- 【Webページ】** : 愛知県企業庁水道部水道計画課Webページをいいます。

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

豊橋浄水場再整備等事業

イ 事業に供される公共施設の種類

水道施設

ウ 公共施設の管理者

愛知県公営企業管理者 企業庁長 坂田 一亮

エ 事業目的

愛知県豊橋浄水場（以下、「豊橋浄水場」という。）は、1967年に豊橋市の浄水場として完成し、その後の1970年に東三河水道用水供給事業として県営事業を発足させたことを機に、豊橋市から愛知県（以下、「県」という。）に移管された施設です。現在では、県が東三河地域の3市（豊橋市、豊川市、新城市）を対象に1日当たり約8万m³を給水し、地域の暮らしに欠かせない水道施設となっています。一方で、豊橋浄水場の施設は、供用開始から50年以上が経過していることから、主要構造物の老朽化が進行し、耐震化も必要な状況です。このため、県は、豊橋浄水場の施設について、全面的な再整備事業に着手することとし、2023年5月29日に豊橋浄水場再整備についての計画概要¹を公表しました。

この計画概要では、豊橋浄水場の現敷地内において、浄水場の運用を継続したまま、段階的な施設の撤去・設計・建設による再整備（以下、「再整備」という。）を行うこととしています。また、実施にあたっては、民間事業者が持つノウハウや創意工夫を活用したPPP²による事業を想定し、次の3つのコンセプトを掲げ、豊橋浄水場を次世代型の新しい浄水場として構築することを目指しています。

<コンセプト>

① 施設の老朽化・耐震性の不足への対応、新たな施設への改築

再整備では、施設の老朽化・耐震性の不足への対応として、狭小な敷地内における給水を継続しながらの工事となることから、安全な工事実施と安定的な水道供給を両立できる高度な施工能力・現場管理能力が必要とされます。このため、IoT・AI等最新技術を駆使した効率的な再整備及び維持管理を推進します。また、浄水処理方

¹ 【知事会見】「豊橋浄水場」の再整備事業に着手します（Webページ）（<https://www.pref.aichi.jp/press-release/230529kigyo-suido.html>）

² Public Private Partnership（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法）の略称です。

式は「急速ろ過方式」又は「膜ろ過方式」のいずれも可能とし、事業者による自由度を高めることで提案内容の質的向上を図ります。

② 浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現

県では、「カーボンニュートラルの実現に向けた新たな取組」を推進しており、本事業は矢作川・豊川カーボンニュートラルプロジェクトに係る施策の1つとなっています。浄水場は、ポンプ設備の稼働等によりエネルギー消費量が多いことから、エネルギーの消費改善や創出施策として、省エネ型機器や太陽光発電等の発電設備の導入、位置エネルギーを有効活用した取水方法等の新技術や新しい整備手法について、現時点で普及している技術に限らず将来的な技術革新も視野に入れ、積極的な導入を推進します。加えて、水素技術を活用した脱炭素化の導入を図り、より革新的な技術の導入による次世代型浄水場を目指します。

③ 豊橋市（隣接する小鷹野浄水場）との連携の推進

再整備の実施においては、隣接する豊橋市小鷹野浄水場（以下、「小鷹野浄水場」という。）との連携による効果が見込まれるため、管理本館等を共同で整備し、デジタル化などによる効率的な管理を推進します。加えて、豊橋浄水場での革新的な技術導入及びカーボンニュートラルの実現が、東三河地域市町村³（以下、「域内市町村」という。）の発展へつながることで、市町村との連携が強化されることを期待します。

図表1 豊橋浄水場全景



³ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村の8市町村を指します。

オ 事業概要

(ア) 事業方式

県は、将来を見据えた施設整備を行うことを目的として、再整備と運営・維持管理等を一体とした豊橋浄水場再整備等事業（以下、「本事業」という。）を実施します。これにあたり、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき、事業者が自らの提案を基に豊橋浄水場の再整備を行った後、県に豊橋浄水場の所有権を移転する方式（BT（Build Transfer）方式）により再整備を実施します。また、再整備後の豊橋浄水場の運営・維持管理等については、県が事業者に対して、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営事業による事業方式（以下、「コンセッション方式」という。）により、豊橋浄水場に関する公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を設定します。これら二つの方式を一体とした「BT+コンセッション」方式により、県民及び受水団体⁴へのサービスの質の向上を図るとともに、民間経営による収益性の確保と、県負担の軽減を図ります。

また、豊橋浄水場の管理等に係る取水施設や場外管路等の施設については、維持管理等を本事業の範囲に含め、ウォーターPPPレベル3.5⁵に準じた管理・更新一体型のマネジメントを部分的に導入することとし、可能な範囲で、当該施設の更新計画案の策定や更新の実施も本事業の範囲に含めます。具体的には、次の（イ）cに定める場外管路は、事業者が維持管理並びに更新計画案の策定及び更新を行う（ウォーターPPPレベル3.5更新実施型に準ずる）ものとし、次の（イ）dに定める維持管理施設は、事業者が維持管理及び更新計画案の策定を行う（ウォーターPPPレベル3.5更新支援型に準ずる）ものとします。さらに、場外管路及び維持管理施設は、豊橋浄水場の再整備以降において、ウォーターPPPレベル4への移行を想定します。

なお、本事業のコンセッション方式は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）に基づく「地方公共団体事業型」とされるコンセッション方式であり、県が水道事業者等としての位置づけを維持し、最終的な給水責任を県に残した上で、水道施設に関する運営権を事業者を設定します。

(イ) 対象施設

対象施設は、以下に示すaからeによって構成されます。再整備の対象は豊橋浄水場（a 撤去施設）であり、豊橋浄水場の敷地（以下、「事業用地」という。）に所在しており、給水を継続したまま、段階的にb新施設として築造するものです。b新施設は、運営権の設定対象施設（以下、「運営権設定対象施設」という。）となります⁶。そのう

⁴ 現在又は将来において、豊橋浄水場から水道用水の供給を受ける水道事業者を総称して又は個別にいいます。

⁵ 内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」に示されている「水道、下水道、工業用下水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式」をいいます。

⁶ c 場外管路 及び d 維持管理施設についても、豊橋浄水場の再整備以降において、運営権設定対象施設とな

ち、管理本館等については、県が事業者をして小鷹野浄水場との共同使用を目的として整備させ、その一部を豊橋市が使用します⁷。

- a 撤去施設（事業者が撤去・運転管理を行う既存施設）
着水井、高速凝集沈澱池、急速ろ過池、塩素混和池、浄水池、薬品注入設備、送水ポンプ棟、受配電設備、自家発電設備棟、管理本館、監視制御設備等
- b 新施設（事業者が設計・建設・維持管理・運営を行い、運営権の設定対象となる施設）
例）浄水処理設備、浄水池、ポンプ井、薬品注入設備、送水ポンプ設備、受配電設備、非常用電源設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備、小水力発電・太陽光発電設備等の脱炭素推進設備⁸、建築構造物等
- c 場外管路（事業者が維持管理・更新を行う施設⁹）
場外管路（森岡第1・第2導水管、三ツ口導水管）
- d 維持管理施設（事業者が維持管理・更新計画案策定を行う施設¹⁰）
 - ・ 豊橋浄水場内の排水処理施設（排水池・排泥池・濃縮槽）¹¹
 - ・ 森岡取水場（豊橋浄水場の取水施設）
 - ・ 豊橋南部浄水場¹²、大清水取水場、万場調整池取水塔（以下、総称して「豊橋南部浄水場等」という。）
 - ・ 豊橋南部第1・第2・第3導水管
- e 関連施設（事業者が一部施設の整備・管理を行う施設）
小鷹野浄水場

本事業の対象施設の位置関係は図表2のとおりです。現状の豊橋浄水場及び再整備後の浄水場施設に求める施設の概要は図表3、平面図は図表4のとおりです。豊橋南部浄水場の施設の概要は図表5のとおりです。

る想定です。

⁷ 管理本館の豊橋市事務室は、再整備期間中の水量・水質や工事業務における安全を確保することを前提として、遅くとも2030年度末までに完成させることとします。

⁸ 次の（エ）a②撤去施設及び新施設業務において事業者が設置した設備であって、特定事業又は受託事業（関連施設業務を除く。）で消費するエネルギーを創出するものをいいます。

⁹ 豊橋浄水場の再整備以降において、運営権の設定対象となる想定です。

¹⁰ 豊橋浄水場の再整備以降において、運営権の設定対象となる想定です。

¹¹ 現在実施されている「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業」の対象である脱水施設は含みません。以下同じです。

¹² 現在実施されている「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業」の対象であるケーキヤード等は含みません。

図表2 本事業の対象施設の位置関係



- : 撤去施設・新施設・・・BT+コンセッション
- : 場外管路・・・ウォーターPPPレベル3.5（更新実施型）に準拠
豊橋浄水場再整備以降において、レベル4への移行を想定
- : 維持管理施設・・・ウォーターPPPレベル3.5（更新支援型）に準拠
豊橋浄水場再整備以降において、レベル4への移行を想定
- : 関連施設・・・一部施設の整備・管理を行う施設

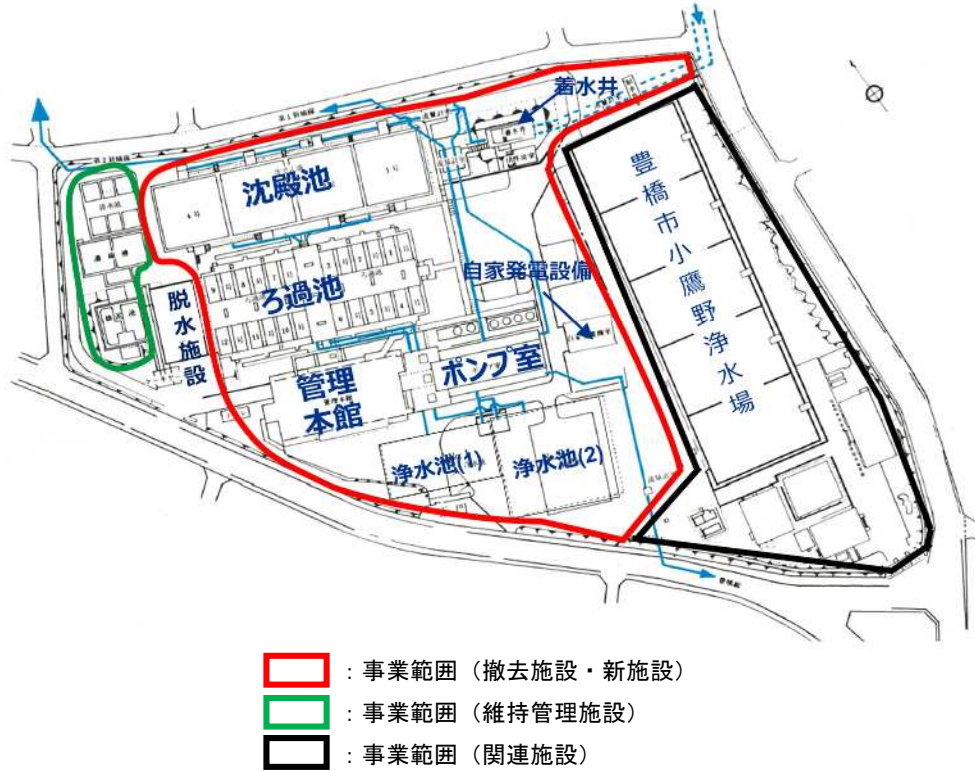
図表3 豊橋浄水場の施設概要

項目	現況	再整備後
計画浄水量	116,600 m ³ /日	事業者提案による
施設能力（計画送水量）	104,900 m ³ /日	88,000 m ³ /日 ¹³
浄水処理方式	急速ろ過方式	急速ろ過方式又は膜ろ過方式
主要施設築造年	1967年	事業者提案による
水源・取水可能量 ¹⁴	豊川表流水 （豊川用水東部幹線水路三ツ口池及び牟呂用水森岡取水場より導水） 豊川用水東部幹線水路 豊橋浄水場分水口（三ツ口池）： 0.185 m ³ /s 牟呂用水幹線水路 豊橋浄水場取水口（森岡取水場）： 1.165 m ³ /s	

¹³ 現在予定している値であり、正式な値については、入札説明書等公表時において示します。

¹⁴ 将来的な取水可能量変更の可能性も踏まえ、位置エネルギーの有効活用法について提案を求めます。

図表4 豊橋浄水場平面図



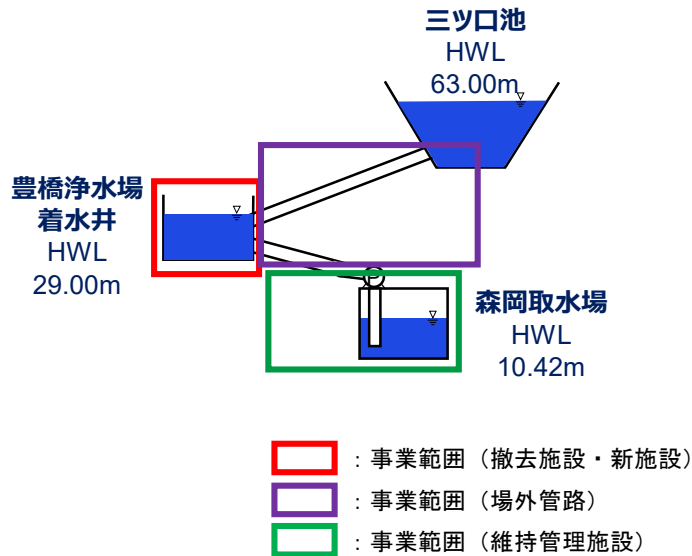
図表5 豊橋南部浄水場の施設概要

施設能力 (計画送水量)	水道用水 : 87,500 m ³ /日 工業用水 : 111,000 m ³ /日
浄水処理方式	急速ろ過方式
主要施設築造年	1978年
水源・取水可能量	豊川表流水 (豊川用水東部幹線水路より導水) 水道用水 : 万場調整池 (1.126 m ³ /s) 工業用水 : 万場調整池 (0.646 m ³ /s)、大清水支線 (0.738 m ³ /s)

加えて、本事業を通じた域内市町村の水道事業への貢献の一環として、事業用地に隣接する小鷹野浄水場も対象施設とし、小鷹野浄水場の一部施設の整備・管理を本事業の事業範囲とします。

このほか、カーボンニュートラルの実現に向けた施策として、現在は図表6のとおり豊橋浄水場の着水井よりも計画高水位が低い森岡取水場及び豊橋浄水場の着水井よりも計画高水位が高い三ツ口池から取水しているのに対し、将来的な取水可能量変更の可能性も踏まえ、三ツ口池の位置エネルギーがより有効活用される提案に期待しています。

図表6 豊橋浄水場と三ツ口池・森岡取水場の計画高水位



(ウ) 事業期間

a 本事業期間

本事業期間は、再整備期間及び運営期間から構成されます。

入札にあたり、応募者は、再整備に係る要求水準を満たすために必要な期間を考慮の上、2040年4月1日以前の範囲で運営開始予定日を提案するものとします。事業者は、落札者が提案した運営開始予定日の前日までに再整備を完了し、新施設を県に引き渡す義務を負います。

再整備期間は、豊橋浄水場再整備等事業特定事業契約（以下、「特定事業契約」という。）の締結日（以下、「本事業開始日」という。）から、運営開始予定日の前日までとします¹⁵。

運営期間は、特定事業契約に定める条件が充足され、県が新施設の運営権を設定し、当該運営権の効力が発生した日（以下、「運営開始日」という。）から、本事業開始日から30年を経過する日が属する事業年度¹⁶の末日（次のbの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下、「本事業終了日」という。）までとします。

現時点において、本事業開始日は2025年12月を予定しています。また、次のbによる本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は2056年3月31日を予定しています。

b 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生や県の計画変更等、特定事業契約に定める事由が生じた場合、県及び事業者は、本事業期間の延長を申し出ることができます。このとき、県及び事業者

¹⁵ 運営開始日が運営開始予定日より遅延する場合は、運営開始日の前日までとします。

¹⁶ 事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指します。

が協議により合意した期間だけ、本事業期間を延長することができるものとします。この延長の実施は1回に限るものではありませんが、延長期間は合計で5年を超えることができないものとします。

c 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営開始日から本事業終了日までとします。なお、運営権の存続期間は、bによる本事業期間の延長があった場合を含め、2061年3月31日を超えることはできません。

d 事業スケジュール（予定）

年月日（予定）	内容
2025年12月	特定事業契約の締結
2025年12月 ¹⁷ ～運営開始予定日の前日	再整備期間（10年程度）
運営開始予定日の前日まで	新施設の引渡し、運営権の設定
運営開始日～2056年3月	運営期間（運営権の存続期間）（20年程度）

(エ) 事業範囲

本事業は、以下に示すa 特定事業、b 受託事業及びc 任意事業により構成される業務を対象とします。

事業者は、本事業期間を通じ、特定事業契約及び要求水準に従って業務を実施します。また、事業者は、本事業に係る業務のうち、特定事業契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができます。

各々の業務の対象施設、本事業開始日以降も県が実施する業務等については、図表8を参照してください。

なお、詳細については、豊橋浄水場再整備等事業要求水準書（素案）（以下、「要求水準書（素案）」という。）に示します。

a 特定事業

特定事業は、P F I法に基づいて実施する以下の業務とします。

① 統括運営業務

i 再整備期間・運営期間共通

- ・ 統括管理業務
- ・ 企画調整業務
- ・ 総務・経理業務
- ・ セルフモニタリング業務

¹⁷ 受託事業は、2026年4月から開始するものとします。

- ・ コストマネジメント業務
- ・ 危機管理業務
- ・ 技術管理業務
- ・ 県が行う業務との調整・協力
- ・ 脱炭素推進業務
- ・ 情報公開業務
- ・ 地域貢献業務
- ・ 組織運営業務
- ・ ガバナンス業務
- ・ 事業用地等及び運営権設定対象施設等の保安等に関わる業務
- ・ 契約終了時の措置

② 撤去施設及び新施設業務

i 再整備期間

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 工事業務
- ・ 工事監理業務

③ 新施設業務（運営期間）

i 運営期間

- ・ 運転管理業務
- ・ 保守・点検業務、修繕業務
- ・ 更新業務
- ・ 水質管理業務
- ・ 安全衛生管理業務
- ・ ユーティリティ業務

b 受託事業

以下の業務を、県から事業者へ委託する事業とします。場外管路については、ウォーターPPPレベル3.5更新実施型に準じて、維持管理に加えて更新計画案の策定及び更新の実施を求めます。また、維持管理施設については、ウォーターPPPレベル3.5更新支援型に準じて、維持管理に加えて更新計画案の策定を求めます。いずれの施設も豊橋浄水場再整備以降においてウォーターPPPレベル4への移行を想定します。

なお、維持管理施設の修繕¹⁸及び更新並びに撤去施設の修繕¹⁹は県が実施します。当該

¹⁸ ただし、軽微な修繕は事業者が実施するものとします。

¹⁹ ただし、軽微な修繕は事業者が実施するものとします。

修繕及び更新のうち、事業者の実施する業務との間で調整が必要となるものについて、事業者は、県と協議の上、これに協力²⁰するものとします。

- ① 撤去施設及び維持管理施設業務（撤去施設、並びに維持管理施設のうち豊橋浄水場内の排水処理施設及び森岡取水場を対象とする業務）
 - i 再整備期間・運営期間共通²¹
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守・点検業務²²
 - ・ 水質管理業務
 - ・ 更新計画案策定業務

- ② 新施設業務（再整備期間）
 - i 再整備期間
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守・点検業務、修繕業務
 - ・ 更新業務
 - ・ 水質管理業務

- ③ 豊橋南部浄水場等業務²³
 - i 再整備期間・運営期間共通
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守・点検業務²⁴
 - ・ 水質管理業務
 - ・ 更新計画案策定業務

- ④ 場外管路等業務（場外管路、及び維持管理施設のうち豊橋南部第1・第2・第3導水管を対象とする業務）
 - i 再整備期間・運営期間共通
 - ・ 場外管路等巡視業務
 - ・ 場外管路等点検業務
 - ・ 更新計画案策定業務
 - ・ 更新業務²⁵

²⁰ 事業者追加の費用負担を求めるものではありません。

²¹ 撤去施設を対象とする業務は再整備期間のみです。

²² 軽微な修繕を含みます。

²³ 現在実施されている「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業」の事業範囲である豊橋南部浄水場の天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務は含みません。

²⁴ 軽微な修繕を含みます。

²⁵ 更新の対象は、場外管路に限ります。

⑤ 関連施設業務

i 再整備期間・運営期間共通

- ・ 防犯対策業務
- ・ 環境整備業務（清掃）
- ・ 普及啓発活動業務

c 任意事業

事業者は、本事業期間中、本事業の価値を高め、相乗効果が期待できる事業について、関係法令を遵守し、本事業を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において²⁶、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができます。当該事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しません。

また、県内水道事業の広域連携による一層の効率化を促すため、事業者が域内市町村の水道事業に貢献することが可能な仕組みとして、域内市町村の水道事業者が業務の実施について事業者と協議することができる仕組みを構築します。

① 任意提案業務

i 再整備期間・運営期間共通

- ・ 事業者の提案に基づく任意業務

県が事業者を選定するにあたって、応募者は任意業務を提案することができ、本事業期間中においても、事業者は任意業務を提案することができるものとします²⁷。任意提案業務を実施する場合、事前に県の承認が必要であるものとします。

② 任意受託業務

i 再整備期間・運営期間共通

- ・ 県又は東三河地域市町村が事業主体である水道事業等に係る業務

県又は域内市町村が、自ら実施する水道事業等に関わる業務の受託について事業者と協議を求めた場合、事業者は協議に応じるものとします。

また、事業者は、本事業期間の範囲内において、県又は域内市町村が事業主体である水道事業等に関わる業務を受託することができるものとします。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認が必要であるものとします。当該業務に係る費用については、業務の発注元が負担するものとします。

なお、県では、持続可能な上下水道サービスの提供のため、上下水道が広域で連携する上下水道一本化の取組を推進しており、任意受託業務には上下水道連携

²⁶ 再整備期間中においては、運営権を権原として必要としない範囲であることも要件とします。

²⁷ 任意提案業務の提案は必須ではありません。

による業務を含みます。

カ 事業者の収入及び費用に関する事項

本事業に係る収入及び費用の考え方は、以下のとおりです。（図表7「事業者の収入及び費用のイメージ」参照）

（ア）サービス購入料

県は、特定事業のうち再整備期間中に要する費用及び受託事業に要する費用をサービス購入料として事業者に支払います²⁸。サービス購入料の支払いの詳細については、別紙3のとおりとします。

入札にあたり、県は、サービス購入料の予定価格を示すものとし、応募者は、予定価格を上回らない範囲で、サービス購入料として必要な金額を、オープnbック方式の考え方に準じて別紙3に示す費用項目ごとに提案するものとします。

なお、県は、豊橋浄水場の再整備に要する費用を300から320億円と想定しています。その他費用を含む費用の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

（イ）利用料金

a 利用料金の定義

運営期間において、事業者は、業務分担に応じた額をPFI法第2条第6項に規定する利用料金として収受するものとします。利用料金は、固定料金と変動料金から構成され、変動料金は、運営権設定対象施設から送水した水量に単価を乗じて得られる額とします。

県は、事業者を代行して、利用料金を県が収受する料金と併せて徴収します。県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金します。

なお、県は、5（3）ア（ウ）に定める違約金が発生したときは、自ら保管する利用料金を、当該違約金に引き当てることができます。

b 利用料金の提案

県は、入札説明書等公表時において、固定料金の上限及び変動料金の単価の上限を提示するとともに、本事業期間中の年度ごとの想定給水量を提示します。

応募者は、県が提示する想定給水量を前提とし、自らの提案によって定まる運営期間において特定事業の実施に必要な利用料金を提案するものとします。その際、オープnbック方式の考え方に準じて、算出根拠とした固定料金の額及び変動料金の単価、並びに人件費、薬品費、電力費等の内訳の提示を求めることを想定しています。

²⁸ 場外管路の更新に要する費用の扱いは、入札説明書等公表時において示します。

c 利用料金の改定

県及び事業者は、著しい物価の変動²⁹、法令等又は県条例若しくは県の計画の変更その他特定事業契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により事業者の経営に著しい影響がある場合、利用料金を改定します。

(ウ) 水素技術活用に係る費用

事業者は本事業の実施にあたり、水素技術を活用した設備を提案し、県と協議の上、導入することとします。水素技術活用のための設備投資に係る費用については、サービス購入料とは区分し、自己負担及び外部資金調達、県に求める負担額（国等からの財政支援を含む。）を区分して提案を求めることを想定しています³⁰。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

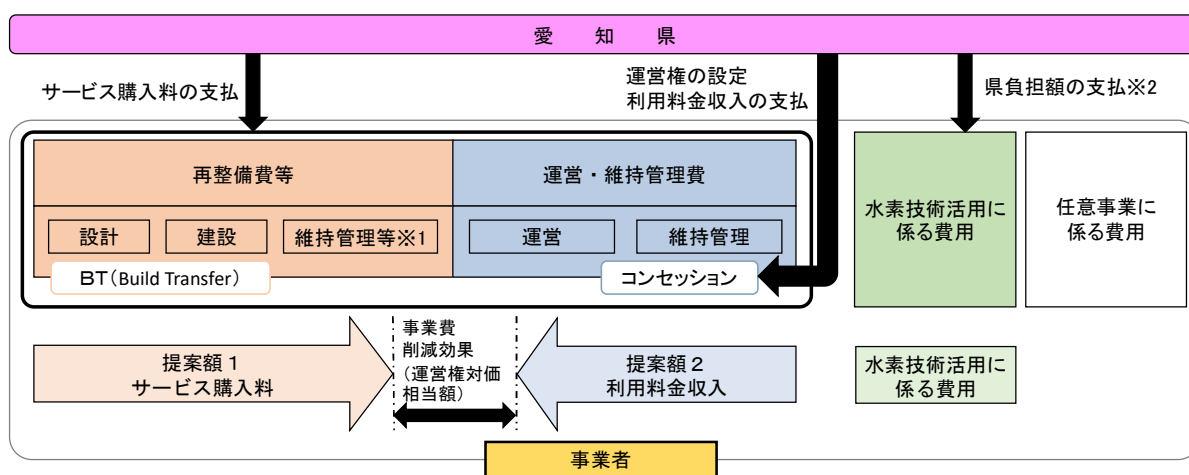
(エ) 運営権対価

県は、上記（ア）及び（イ）で提示するサービス購入料及び利用料金の上限額の合計から上記（ア）及び（イ）で応募者が提案したサービス購入料及び利用料金の合計を減じた事業費削減効果を運営権対価相当額として認識します。

(オ) 任意事業

事業者は、自らの責任及び費用負担において、1（1）オ（エ）c の任意事業を行うことができます。

図表7 事業者の収入及び費用のイメージ



※1 受託事業を指す

※2 水素技術活用に係る費用のうち県が負担する費用について、サービス購入料とは別とする

²⁹ 物価の変動に対しては、公的機関等が公表している物価指標の変動に基づき固定料金及び変動料金単価を改定することを想定しています。

³⁰ 水素活用事業費は、入札価格に含めないことを想定しています。

キ 事業者による運営の結果生じる支出減の帰属

本事業期間中において、クに定める要求水準の変更を伴わず事業者の創意工夫によって生じる経費節減による支出減については、原則としてその全額を事業者に帰属させることを想定しています。

ク プロフィットシェア

事業者は、本事業期間中において、本事業（任意事業を除く。）に関し、要求水準に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等であって、当該業務に要する費用の減少を伴うものを提案することができます。県は、当該提案に基づいて要求水準を変更することができ、この場合、これに伴う減少費用の10分の5を上限としてサービス購入料又は利用料金収入を減額することができます³¹。なお、要求水準の変更のために運営権設定対象施設以外の施設に対する設備投資等が必要な場合、当該設備投資等に要する費用は県が負担します。

ケ 事業者が受領する権利・資産

事業者が受領する権利・資産とその時点を、以下の（ア）・（イ）に示します。

（ア）運営権：運営開始予定日までに受領

新施設に対する運営権

（イ）事業者譲渡対象資産：運営開始予定日までに受領

本事業に必要な備品及び消耗品等の資産（以下、「事業者譲渡対象資産」という。）

コ 運営権の存続期間終了時の取扱い

運営権の存続期間が終了する際における運営権等の主な取扱いは、次のとおりとします。

（ア）運営権

対象施設の運営権の存続期間の終期（本事業期間の延長がなされた場合は当該延長後の事業終了日。以下において同じ。）をもって当然に消滅します。

（イ）対象施設

事業者は、運営権の存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、対象施設を、県又は県の指定する者（以下、「県等」という。）に引き継ぎ、退去しなければなりません。

なお、県は、事業者が支出した運営権設定対象施設の更新に係る費用について、本事業

³¹ 事業者の提案が受託事業に関するものであった場合はサービス購入料を減額し、運営期間中の特定事業に関するものであった場合は利用料金収入を減額します。

業期間終了時の残存価値相当額を事業者に支払うことを想定しています。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

(ウ) 事業者の保有資産等（備品等を含む）

本事業の実施のために事業者が所有する資産については、本事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分することとします。

ただし、県等は、当該資産のうち、必要と認めたものを時価で買い取ることができません。買取の詳細については、県等と事業者の協議により定めるものとします。

(エ) 業務の引継ぎ

事業者は、運営権の存続期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に県等に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保の上、適切な業務引継ぎを行わなければなりません。

サ 追加投資等の取扱い

(ア) 施設・設備・備品等

事業者は、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、運営権設定対象施設の収益性の改善・確保及びカーボンニュートラルの実現に資する追加投資を行うことができます。追加投資の対象部分は、県の所有物となり、運営権の対象施設に含み、追加投資による支出の減少等は事業者に帰属します。追加投資に先立ち、県が補償の対象とすることを事業者に通知したものについては、県は、追加投資の対象部分の運営権の終了時点における残存価値相当額（もしあれば）を事業者に補償するものとします。なお、本事業期間終了時の引継ぎについては、他の施設・設備・備品等と同様の扱いとします。

(イ) 事業者の保有資産等（備品等を含む）

事業者は、本事業の実施のために保有する資産等について、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得た上で、自らの判断で新規投資、改修、追加投資を行うことができます。なお、本事業期間終了時の扱いについては、他の事業者の保有資産等（備品等を含む）と同様とします。

シ 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、P F I 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守することとします。

(2) 特定事業の選定方法に関する事項

ア 特定事業の選定にあたっての考え方

県は、P F I 法等を踏まえ、県自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性、事業の収益性等を勘案した上で、本事業の特定事業を P F I 法に基づく特定事業として選定します。

イ 特定事業の選定結果の公表

県は、本事業の特定事業を P F I 法に基づく特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、2024年12月（予定）にWebページにおいて公表します。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては、同様に公表します。

図表8-1 本事業の概要

項目	特定事業		受託事業					任意事業	
	統括運営業務		撤去施設及び維持管理施設業務	豊橋南部浄水場等業務	場外管路等業務	新施設業務(再整備期間)	関連施設業務	任意提案業務	任意受託業務
	撤去施設及び新施設業務	新施設業務(運営期間)							
PFI特定事業範囲	○		—					—	
事業方式	BT	コンセッション	委託	レベル3.5更新支援型に準ずる委託	レベル3.5更新実施型に準ずる委託	委託	委託	独立採算	
運営権設定範囲	—	○(統括運営業務を含む)	—	—	—	—	—	—	
対象施設	撤去施設、新施設	新施設	撤去施設、維持管理施設(排水処理施設、森岡取水場)	維持管理施設(豊橋南部浄水場、大清水取水場及び万場調整池)	場外管路、維持管理施設(豊橋南部第1～第3導水管)	新施設	関連施設	事業者の提案による	発注者との契約による
契約	特定事業契約							必要に応じて別途任意の協定書	
期間	2025年12月から10年程度(事業者の提案による)	再整備期間終了後～2056年3月	2026年4月～2056年3月(撤去施設は再整備期間のみ)	2026年4月～2056年3月		2026年4月から10年程度(事業者の提案による)	2026年4月～2056年3月	2026年4月～2056年3月	
サービス購入料	○	—	○	○	○	○	○	—	
利用料金徴収	—	○	—	—	—	—	—	—	
共通目的	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋浄水場を次世代型の新しい浄水場として構築する。 ・県民サービスの質の向上を図るとともに、民間経営による収益性の確保と県負担の軽減を図る。 ・浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。 								
個別目的	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化・耐震性の不足への対応 ・IoT・AI等最新技術を駆使した効率的な再整備 ・エネルギー消費の改善や創エネ対策として、新技術や新しい整備手法などの積極的な導入 ・水素技術を活用した脱炭素化の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・IoT・AI等最新技術を駆使した効率的な維持管理 ・エネルギー消費の改善や創エネ対策として、新技術の積極的な導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な工事実施と安定的な水道供給の両立 ・豊橋浄水場の管理等に関する施設について、ウォーターPPPレベル3.5に準じた管理・更新一体型のマネジメントを部分的に導入し、民間のノウハウや創意工夫を発揮。さらに、更新後はレベル4への移行を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋浄水場の管理等に関する施設について、ウォーターPPPレベル3.5に準じた管理・更新一体型のマネジメントを部分的に導入し、民間のノウハウや創意工夫を発揮。さらに、更新後はレベル4への移行を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋浄水場の管理等に関する施設について、ウォーターPPPレベル3.5に準じた管理・更新一体型のマネジメントを部分的に導入し、民間のノウハウや創意工夫を発揮。さらに、更新後はレベル4への移行を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な工事実施と安定的な水道供給の両立 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理本館等の共同整備、効率的な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の価値を高め、相乗効果が期待できる事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋浄水場での革新的な技術導入の東三河地域市町村への展開
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査 ・設計 ・工事 ・工事監理 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理 ・保守・点検、修繕 ・更新 ・水質管理 ・安全衛生管理 ・ユーティリティ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理 ・保守・点検(軽微な修繕を含む) ・水質管理 ・更新計画案策定 <p>※薬品・電力の調達 は県が実施</p> <p>※修繕(維持管理施設の軽微な修繕を除く)は県が実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理 ・保守・点検(軽微な修繕を含む) ・水質管理 ・更新計画案策定 <p>※薬品・電力の調達は県が実施</p> <p>※修繕(軽微な修繕を除く)・更新(県が更新を実施すると判断した場合)は県が実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・場外管路等巡視 ・場外管路等点検 ・更新計画案策定 ・更新(場外管路のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理 ・保守・点検、修繕 ・更新 ・水質管理 <p>※薬品・電力の調達は県が実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策 ・環境整備(清掃) ・普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の提案に基づく任意業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・県又は東三河地域市町村が事業主体である水道事業等に関わる業務
目標値・評価基準	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	発注者の仕様書等
ガバナンス	会議体	○	○	○	○	○	○	○	—
	第三者機関	○	○	○	○	○	○	○	—
モニタリング基本計画	○	○	○	○	○	○	○	○	—

図表 8-2 本事業の概要（施設と業務の対応関係）

施設分類		業務名称	業務内容	
			再整備期間	運営期間
撤去施設		撤去施設及び新施設業務	事前調査、設計、工事、工事監理	—
		撤去施設及び維持管理施設業務	運転管理、保守・点検（軽微な修繕を含む）、水質管理	—
新施設		撤去施設及び新施設業務	事前調査、設計、工事、工事監理	—
		新施設業務	運転管理、保守・点検、修繕、更新、水質管理	【コンセッション】 運転管理、保守・点検、修繕、更新、水質管理、安全衛生管理、ユーティリティ
場外管路	森岡第1・第2導水管、三ツ口導水管	場外管路等業務	【レベル3.5（更新実施型）に準ずる】 場外管路等巡視、場外管路等点検、更新計画案策定、更新	
維持管理施設	豊橋浄水場内の排水処理施設・森岡取水場	撤去施設及び維持管理施設業務	【レベル3.5（更新支援型）に準ずる】 運転管理、保守・点検（軽微な修繕を含む）、水質管理、更新計画案策定	
	豊橋南部浄水場等	豊橋南部浄水場等業務	【レベル3.5（更新支援型）に準ずる】 運転管理、保守・点検（軽微な修繕を含む）、水質管理、更新計画案策定	
	豊橋南部第1～第3導水管	場外管路等業務	【レベル3.5（更新支援型）に準ずる】 場外管路等巡視、場外管路等点検、更新計画案策定	
関連施設	小鷹野浄水場	関連施設業務	防犯対策、環境整備（清掃）、普及啓発活動	

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に基づく、総合評価一般競争入札方式を採用します。

本事業は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用されます。

なお、本事業における事業者は県と対等な立場にあり、県は、東三河地域における新たな水道事業を県と共創する事業者を募集するものとします。県は、本事業におけるカーボンニュートラルに向けた取組については、敷地内での水素技術活用や太陽光発電設備、水位差による位置エネルギーの活用等に関する民間事業者からの革新的な提案に期待しています。これに加え、本事業の実施を通じ、東三河地域経済への貢献等、近隣の魅力向上に一役を担うこと、及び本地域で発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害時における対応強化や官民相互の技術力向上に寄与することにも期待しており、これらの革新的な提案を高く評価します。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

年月 (予定)	内容
2024年5月	実施方針(案)に関する説明会(現地見学会)
2024年6月	水素技術活用に係る個別対話
2024年12月	特定事業の選定・公表
2024年12月	入札公告、入札説明書等の公表・交付
2024年12月	入札説明書等に関する質問の受付
2024年12月	入札説明書等に関する説明会
2024年12月	入札説明書等に関する質問回答の公表
2024年12月	参加表明書の受付、参加資格の確認
2025年1月	資格審査結果の通知
2025年2月～5月	入札説明書等に関する個別対話
2025年6月	個別対話に関する回答の公表
2025年8月	事業提案書の締め切り
2025年10月	落札者の決定及び公表
2025年11月	基本協定の締結
2025年12月	事業者との特定事業契約の締結
2025年12月～2026年3月 ³²	導入等計画書の審査

³² 2(6)エの届出を行ってから、30日～4ヶ月の審査期間を見込む必要があります。

(3) 応募手続き等

ア 実施方針（案）に関する説明会（現地見学会）

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針（案）に関する説明会を開催します。

〔説明会〕

開催日時	2024年5月22日（水）14時00分から （受付開始：13時30分）
開催場所	愛知県豊橋浄水場3階会議室
対象者	豊橋浄水場再整備等事業への参画に関心のある民間事業者
申込方法	実施方針（案）に関する説明会への参加希望者は、実施方針（案）に関する説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。参加者は各社2名までとします。
申込期限	2024年5月17日（金）17時00分まで
申込先	愛知県企業庁水道計画課 メールアドレス kigyo-suido@pref.aichi.lg.jp

イ 実施方針（案）に関する質問及び意見等の受付、回答公表

2024年4月30日（火）から2024年5月31日（金）正午までの間、愛知県企業庁水道部水道計画課において、実施方針（案）に関する質問及び意見等を受付けます。

質問及び意見等の提出方法、書式等については、様式2を参照してください。

県は、提出者が提出時に明らかにした提出者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2024年6月28日（金）までに Web ページにおいて回答する予定であり、提出者への個別の回答は行わないものとします（ただし、提出者名は公表しません）。

また、提出のあった質問及び意見のうち、県が必要であると判断した場合には、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがあります。

ウ 豊橋浄水場原水の提供

民間事業者による新施設の設計業務に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、豊橋浄水場原水を提供します。

[原水の提供]

開催日時	2024年6月、9月、12月の第4週を予定 (日時の詳細については、参加希望者と調整の上決定します。)
場所	愛知県豊橋浄水場
対象者	豊橋浄水場再整備等事業への参画に関心のある民間事業者
申込方法	原水の提供を希望する者は、原水提供申込書(様式3)に必要な事項を記入し、電子メールにより提出すること。
申込期限	2024年5月31日(金)17時00分まで
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・豊橋浄水場の原水については、豊橋浄水場2階水質試験室にて着水井から検水ポンプで導水したものを提供します。水源(森岡取水場、三ツ口池)の別は採水日当日にお伝えします。・希望者には森岡取水場及び三ツ口池において採水する機会を提供します。森岡取水場は取水口、三ツ口池は取水塔付近で原水を採水していただくことを想定しています。採水に必要な機材等(バケツやロープ、採水容器等)をご用意いただくとともに、汚れてもよい服装等でご参加ください。・原水提供申込書において、希望採水量をご記入いただきますが、必ずしもご希望に沿えるとは限りません。
申込先	愛知県企業庁水道計画課 メールアドレス kigyo-suido@pref.aichi.lg.jp

エ 水素技術活用に係る個別対話

民間事業者が豊橋浄水場で導入を想定している水素技術について個別対話を実施します。事業概要、概算事業費、実現可能性等についてヒアリングを行い、実施方針、入札説明書等の作成にあたって参考とします。なお、個別対話にて確認された疑義等につきましては、7月末頃を目途として個別に参加者に回答する予定です。

[水素技術活用に係る個別対話]

開催日時	6月中を予定 (日時の詳細については、参加希望者と調整の上決定します。)
場所	オンライン又は対面(参加希望者と調整の上決定します。)
対象者	豊橋浄水場再整備等事業への参画に関心のある民間事業者
申込方法	個別対話への参加希望者(複数企業によるグループでの参加も可能)は、水素技術個別対話申込書(様式4)に必要な事項を記入し、電子メールにより提出すること。 参加者は各社(複数企業によるグループの場合は各グループ)5名までとします。
申込期限	2024年5月31日(金)17時00分まで
留意事項	対話内容については原則として公表しません。 ただし、周知することが本事業を実施する上で有効であると判断された場合に限り、特殊な技術、ノウハウ等に係る参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き提案者の承諾のもと公表することがあります。
申込先	愛知県企業庁水道計画課 メールアドレス kigyo-suido@pref.aichi.lg.jp

オ 実施方針の公表

実施方針(案)の公表後における応募者の質問及び意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針(案)の内容を見直し、実施方針としてWebページへの掲載によって公表します。

カ 入札公告、入札説明書等の公表

県は、特定事業の選定を行った場合、入札公告を行い、入札説明書等を公表します。

キ 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する応募者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催します。
なお、説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等公表時において示します。

ク 入札説明書等に関する質問の受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、愛知県企業庁水道部水道計画課において受け付けます。
なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。
入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定です。

質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等公表時において示します。

ケ 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、応募者に通知します。

また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等公表時において示します。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、県に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

コ 入札説明書等に関する個別対話

県と応募者の意思疎通を十分に確保し、応募者による入札説明書等の解釈を明確化する等を目的として、資格審査通過者を対象に、個別対話を実施することを予定しています。

なお、詳細については、入札説明書等公表時において示します。

サ 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求めます。

なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等公表時において示します。

シ 入札の取り止め等

県が公正に入札を執行できないと認める場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は、入札の執行を延期又は取り止めることがあります。

(4) 応募者等の構成及び参加・資格要件

ア 応募者等の構成

応募者は、応募企業又は応募グループとします。

応募グループにより応募する場合、構成企業の中から代表企業を定めるとともに、代表企業以外の構成企業は入札説明書等に定める委任状を提出し、応募時に提出する参加表明書に代表企業名及び構成企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うものとします。

なお、応募企業若しくは応募グループの構成企業（以下、「応募者等」という。）は、他の応募者等として参加できないものとします³³。

応募者は、参加表明書において、上記1（1）オ（エ）a ②・③の業務のうち、以下の業務にあたる応募者等の企業名（応募グループにあっては、代表企業名を含む。）及びあたる業務を明記することとします³⁴。

³³ 8（2）に示す株式会社民間資金等活用事業推進機構による出資を除きます。

³⁴ これら以外の業務にのみあたる企業が構成企業となることを妨げるものではありません。

[企業名の明記を必須とする業務]

- ・ 撤去施設及び新施設業務のうち、設計業務、工事業務及び工事監理業務
- ・ 新施設業務（運営期間）のうち、運転管理業務

(ア) 代表企業の取扱い

代表企業は、原則、変更できないものとします。

ただし、再整備期間から運営期間への移行にあたり、代表企業の変更を求めることができ、代表企業の要件を満たす限り変更を認めます。新たな代表企業は当初特別目的会社設立時点の出資企業の中より選任されるものとします。

(イ) 構成企業の取扱い

参加表明書の提出以降、応募企業及び構成企業の脱落は原則として認めません。参加表明書の提出以降における構成企業の追加は、事業提案書の提出前であって、かつ構成企業として追加される者が、次のイの全ての要件を満たす場合に限り、認めるものとします。その他、構成企業を変更（脱落を含む。以下、本項において同じ。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができます。

また、応募者等であったものは、他の応募者等として本入札に新たに参加できないものとします。

イ 応募者等の参加要件

応募者等のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の（ア）～（ケ）の要件を満たしていること、及び次の２（５）ウの落札者の選定時において、以下の（コ）の要件を満たしていることを要件とします。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
- (イ) 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (ウ) P F I 法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- (エ) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査を申請し、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開

始の申立てをなされなかった者とみなします。なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要です。

- (カ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連する者³⁵でないこと。「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」については、以下のとおりです。
- ・ 有限責任あずさ監査法人
 - ・ 株式会社KPMG FAS
 - ・ KPMG税理士法人
 - ・ KPMG Services Pte. Ltd.
 - ・ 株式会社日水コン
 - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- (キ) 2(5)の委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連する者でないこと。なお、委員については、今後、入札説明書等公表時において示します。
- (ク) 他の応募者との間に、資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。
- (ケ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (コ) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第26条第1項第2号、第3号、第4号又は第5号に該当する者にあつては、同法第27条第1項の規定により、落札者が基本協定の締結後に設立する特別目的会社の株式の取得について、対内直接投資等に係る事前届出を行い、その結果、当該対内直接投資等に対して中止勧告を受けた者、又は変更の勧告を受け、当該勧告に応諾しない者でないこと。

ウ 応募者等の資格要件

- (ア) 応募企業又は応募グループの代表企業の要件

以下の要件を満たすものとします。

なお、応募企業又は応募グループの代表企業は、適切な経営体制及び適切なガバナンス体制（特に特別目的会社自身の内部統制）を構築するものとします。

- a 参加表明書の受付時において自己資本が50億円以上であること。

³⁵ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2又は第4号の2に規定する親会社等・子会社等の関係がある場合をいいます。以下同じです。

- b 参加表明書の受付時において、令和6年度及び令和7年度の役務の提供に係る愛知県競争入札参加資格者名簿、又は令和6年度及び令和7年度の建設工事及び設計に係る愛知県競争入札参加資格者名簿に登録していること。

(イ) 各業務にあたる企業の要件

応募者等のうち設計又は工事監理、工事、運転管理の各業務にあたる者は、それぞれの資格要件をすべて満たすものとします。ただし、a②、b②に掲げる要件を満たさない者も参加書類を提出することができます。この場合にあつては、入札書類を提出する日において当該要件を満たすことが事実と見込まれる場合に限ることとし、当該要件に関しては建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値通知書に記載されている該当する工事業の総合評定値を参考にして、参加書類を作成し提出するものとします。

なお、複数の業務の要件を満たす者は当該複数の業務にあたることができますが、工事業務にあたる者と工事監理業務にあたる者との兼務は認めないこととします。また、子会社と親会社の関係にある者同士が工事業務と工事監理業務にあたることも認めないこととします。

a 設計業務又は工事監理業務にあたる企業

以下の要件を全て満たすものとします。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 令和6年度及び令和7年度の愛知県企業庁入札参加資格者名簿（設計・測量・建設コンサルタント等業務）に登録され、「上水道及び工業用水道」に係る認定を受けていること又は入札参加資格審査の申請を行い受理されていること。
- ③ 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が1名以上在籍していること。
- ④ 入札説明書等公表時において示す一定の期間において公称能力10,000m³/日以上浄水能力を有する上水道の浄水場の設計実績を有すること。

b 工事業務にあたる企業

以下の要件を全て満たすものとします。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。ただし、各々の

工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとします。

- ② 令和6年度及び令和7年度の愛知県企業庁入札参加資格者名簿（建設・建設工事）に登録され、土木一式工事については「土木工事業」、建築一式工事については「建築工事業」、機械器具設置工事については「機械器具設置工事業」、電気工事については「電気工事業」、水道施設工事については「水道施設工事業」に係る認定を受けていること。なお、各々の工事業務にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとします。
- ③ 入札説明書等公表時において示す一定の期間において公称能力10,000m³/日以上規模を有する上水道の浄水場の建設完了実績を有すること。なお、各々の工事業務にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとします。

c 運転管理業務にあたる企業

以下の要件を全て満たすものとします。

- ① 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）（大分類）「03. 役務の提供等」、（中分類）「01. 建築物等各種施設管理」、（小分類）「08. 上・下水道施設管理」のうち（細分類）「上水道施設管理（運転・点検・保守）」に登録されていること。ただし、当該名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、開札の日までに当該名簿に登録されていること。なお、運転管理業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとします。
- ② 入札説明書等公表時において示す一定の期間において公称能力10,000m³/日以上浄水能力を有する上水道の浄水場の運転管理実績を有すること。

エ 応募者等の失格

応募者等が、資格審査通過時点から落札者決定前までに2（4）イ又はウを欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。

（5）提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。委員会の意見を受けて県が定める落札者決定基準については、入札説明書等公表時において示します。

また、県は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

なお、県又は委員会が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行います。

イ 委員会の構成

県が設置する委員会の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します。

(ア) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県は、入札説明書等で示した参加要件、資格要件についての確認審査を行います。このとき、県は、委員会の委員から意見を聴くことができるものとします。

資格審査通過者は、入札書及び事業提案書を提出することとなります。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

(イ) 提案審査

委員会は、落札者選定基準に基づき、応募者の提案内容に対して総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を、落札者として選定します。

なお、落札者決定基準は、入札説明書等公表時において示します。

エ 落札者の決定・公表

県は、落札者を決定した場合は、その結果を応募者に通知するとともに Web ページにおいて公表します。

なお、落札者が落札者決定時から特定事業契約締結時まで、上記（4）イ及びウを欠く事態が生じた場合は、特定事業契約を締結しないことがあります。ただし、代表企業以外の構成企業が上記の事由に該当した場合に限り、県と協議の上、当該構成企業の変更を認めることがあります。

オ 事業者の選定

県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、特定事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。

ただし、落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがあります。

カ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者がいない等の理由により、本事業を P F I 事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

(6) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

県と落札者は、特定事業契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項並びに次に示す準備行為を規定した基本協定を締結します。

準備行為とは、落札者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備（設計に関する打合せを含む。）を指します。

なお、特定事業契約が効力を生じるに至らなかった理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるとき、県は、準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとします。

イ 特別目的会社の設立等

落札者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を、基本協定の締結後速やかに、愛知県内に設立するものとします。なお、本事業期間中は、特別目的会社の本社所在地を愛知県外に移転させないものとします。

設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。応募企業、構成企業の全ては、当該会社に対して出資するものとし、議決権を有する株式（一定の条件で議決権を有することとなる株式及び取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下、「議決権付株式」という。）による出資者は、応募企業又は構成企業のみとすることとします³⁶。

なお、すべての議決権付株式による出資者は、特定事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分（以下、「処分」という。）を行うことはできないものとします。

ウ 特定事業契約の締結

県と特別目的会社は、PFI法第22条第1項に定める内容を含め、特定事業及び受託事業の実施に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約を締結します。

エ 導入等計画書の届出の手続き

本事業の対象施設には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第50条第1項に定める特定重要設備が含まれ、県は同項の特定社会基盤事業者になります。そのため、県は、経済安全保障推進法の規定に則って、経済安全保障推進法に基づく審査を受ける必要があります。落札者及び事業者は、特定社会基盤事業者から特定重要設備及び構成設備

³⁶ 8（2）に示す株式会社民間資金等活用事業推進機構による出資を妨げるものではありません。

の供給者並びに重要維持管理等の再委託の相手方に関する事項その他届出にあたり必要な事項について提出するものとします。

入札時点において、構成設備³⁷の供給者等が決定していない場合には、落札者及び事業者は、提出が求められる事項のうち構成設備の供給者等に関する事項については、決定した後提出することができます。この場合、構成設備の供給者等が決定次第、遅滞なく当該事項を提出する必要があります。

県は、落札者の決定後又は特定事業契約の締結後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果として、追加的な対応が求められることや、導入又は重要維持管理等を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合があります。そのため、落札者及び事業者は、落札者の決定後又は特定事業契約の締結後であっても、県から追加的な対応を求められる可能性があるほか、県は、他に手段がないときは、特定事業契約を締結せず、又は解除する可能性があります。導入等計画書の審査に伴って生じる増加費用又は損害のリスクは、事業者が負担するものとします。

なお、導入等計画書の審査の基準等の詳細について、現時点では示されていませんが、国から具体的に示され次第、Webページ等において情報提供します。

オ 運営権の設定

県は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る愛知県議会の議決が得られたのち、事業者に運営権設定対象施設の運営権を設定し、運営権設定書を交付します。

なお、運営権設定の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

カ 水道用水供給事業の変更の申請又は届出の手続き

県は、落札者が浄水処理方式の変更を提案した場合、国土交通大臣に対し、水道用水供給事業の変更に係る認可の申請又は軽微な変更に係る届出を行います。事業者は、県が行う当該申請又は届出の手続きに協力するものとします。

キ 水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続き

県は、運営権の設定をするにあたり、国土交通大臣に対し、水道施設運営権の設定に係る許可申請を行います³⁸。事業者は、県が行う水道施設運営権の設定に係る許可取得の手続きに協力するものとします。

³⁷ 厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年厚生労働省令第103号）第12条に定める構成設備をいいます。以下同じです。

³⁸ 水道事業者等が実施する水道施設運営等事業の許可基準は、水道法第24条の6及び第31条並びに水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条の11及び第17条の12に規定されており、これらの規程に基づき、水道施設運営権の設定の許可の申請が行われます。申請に必要な提出書類一式（申請書、水道施設運営等事業実施計画書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。））は、県が国土交通大臣に提出します。

ク 事業者譲渡対象資産の譲受

事業者は、運営開始予定日までに事業者譲渡対象資産を県から譲り受けます。

譲渡手続きは、県が作成した予定価格に対し、事業者が見積書を提出する方法で行います。事業者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、県と事業者は事業者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、事業者は、当該契約の定めに従って県が指定する期日に一括払いで対価を支払い、事業者譲渡対象資産を取得します。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

県が示した図書の著作権は、県に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、応募者に帰属し、原則として、公表しません（愛知県情報公開条例に基づく開示を要する場合を除く）。

なお、県は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、応募者の承認を得て、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として、応募者が負担します。

ウ 提案内容の矛盾について

文書による記載内容と、提示図面あるいはイメージ図等に矛盾がある場合には、文書による記載内容を優先するものとします。

エ 提案内容の履行義務について

落札者が、提案審査において県に提示した提案については、事業者がこれを履行する義務を負います。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリング時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に取り扱いします。

オ その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、応募者において処理するものとし、県は一切の責を負いません。

(8) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、本入札の検討以外の目的で使用することはできません。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) 本事業の前提条件

以下に、本事業特有の条件のうち、主なものを記載します。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとします。

また、これら条件に関し事業者には課される具体的な権利及び義務等については、入札説明書等公表時において示します。

なお、事業者は、入札説明書等公表時において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負います。本事業の業務範囲については 1 (1) オ (エ) の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、事業者が責任を免れることはないものとします。

ア 県の契約等の承継

県が本事業を実施する上で締結している契約等のうち、県が指定するものについては、事業開始日以降、事業者には引き継がれるものとします。

イ 県等が実施する業務への協力

事業開始日以降に、県が実施する業務のうち、事業者の実施する業務との間で調整が必要となる業務³⁹について、事業者は、県と協議の上、これに協力⁴⁰するものとします。

また、県及び豊橋市の職員は、執務のために必要な範囲で運営権設定対象施設に出入りすることができるものとします。

ウ 豊橋市による管理本館等の使用

県は、小鷹野浄水場との共同使用のため、運営権設定対象施設に含まれる管理本館等の一部を豊橋市に貸し付けます。詳細については入札説明書等公表時において示します。

エ 対象施設及びその立地する土地の使用権

県は、事業者には本事業の対象施設又はその立地する土地の一部を占有して使用させるために必要と認める場合には、当該部分について、法令等の範囲内において、事業者には貸し付けることができます。

(2) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業の

³⁹ 天候不順等によりダム等の貯水状況が悪化した場合等において県が実施する節水対策を含みますが、これに限られるものではありません。

⁴⁰ 事業者には追加の費用負担を求めるとはなりません。

実施上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。

現時点で予想されるリスク並びに県及び事業者の責任分担は、原則として「別紙4 リスク分担表」並びに要求水準書別紙11及び別紙18に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、入札説明書等公表時において示します。

(3) 要求する性能等

県は、事業者によって本事業の適切な再整備及び運営・維持管理等が実施されるよう、施設の能力、水量・水質、南海トラフ沿いで発生が想定される巨大地震を含む災害への対応等を要求水準として定めます。

なお、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、要求水準書（素案）に示します。

(4) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、入札説明書等公表時において示す特定事業契約に従って責任を履行することとします。

なお、事業者は、再整備の履行を確保するために、履行保証保険等による再整備期間中の履行保証を行うものとし、詳細については、入札説明書等公表時において示します。

(5) 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

ア 事業者の保有する運営権の譲渡

事業者は、原則、運営権の処分ができないものとします。

ただし、事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者について、欠格事由や実施方針適合性等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間満了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、県は、議会の議決を経て P F I 法第26条第2項に基づく許可を行うものとします。

イ 特定事業契約締結後における事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権を有する株式（一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下、「議決権付株式」という。）並びに議決権付株式に該当しない株式（以下、「完全無議決権株式」という。）を発行することができます。なお、議決権付株式に係る新株予約権は議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみに係る新株予約権は完全無議決権株式とみなします。

(ア) 完全無議決権株式

事業者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができ

ることとします。完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式の処分を行うことができます。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、以下の資格要件を全て満たすものとし、完全無議決権株式の譲渡が行われた場合、事業者は、株式の譲渡を行った者に対し、以下の資格要件を満たした上で株式の譲渡を行っていることを誓約させるとともに、株式の譲渡先等、県が必要とする情報を報告するものとします。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- b 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- c 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- d PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。

（イ）議決権付株式

事業者は、議決権付株式を新たに発行する場合、入札説明書等公表時に示す基本協定により予め認められたものを除き、県の事前の承認を受けるものとします。また、議決権付株式を保有する者（以下、「議決権付株主」という。）が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主又は県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者⁴¹以外の第三者に対して処分しようとするときは、県の事前の承認を受ける必要があるものとします。

県は、議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認することとします。

⁴¹ 想定される例として、事業者に対して融資を行う金融機関が挙げられます。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件に関する事項

事業用地は、県が管理する25,783㎡の県有地であり、県は、事業用地内の豊橋浄水場施設を管理・運営しています。豊橋浄水場の立地概要は図表9のとおりです。

図表9 豊橋浄水場の立地概要

所在地	豊橋市東小鷹野2丁目9番地1
敷地面積	25,783 ㎡
管理者	愛知県
土地所有者	愛知県
区域区分	市街化区域
用途地域	第二種低層住宅専用地域
防火地区	指定なし（建築基準法第22条指定区域）
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	100%

(2) 再整備に関する事項

本事業では、狭小な敷地内で、撤去施設からの給水を継続しながら工事を行う必要があります。これに伴い留意すべき点の詳細については、要求水準書（素案）において示します。

(3) 土地に関する事項

事業用地はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項第1号に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産にあたります。

(4) 関係法令に関する事項

事業用地は第二種低層住宅専用地域に指定されており、施設整備にあたっては、建築基準法第48条に基づき、建築物の用途制限に係る特例許可を得る必要があります。そのため、事業者は、周辺住民等の利害関係者に対し、公聴会を開催し意見を聴取した上で建築審査会に付議し、施設整備の同意を得なければなりません。

軒高が7mを超える建築物、又は地上3階以上の建築物の日影規制があるため、境界線から5m以内については4時間以上、境界線から10m以内については2.5時間以上、日影となる部分を生じさせることがないものとしなければなりません。

5 ガバナンスに関する事項

(1) 目的と枠組

ア ガバナンスの目的

本事業の全段階の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されると共に、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築します。その際、本事業において構造的に存在する官民間の相互依存性を踏まえて、県による事業者の単なるモニタリングを超えたガバナンスの仕組みを構築することとします。

イ 基本的な考え方

本事業のガバナンスにおいては、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎に、また、県及び事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体（以下、「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保します。

また、本事業のガバナンス機能の維持・強化を目的に、県及び事業者双方から必要に応じて、本事業における官民間の相互依存性及び会議体や第三者機関の組織特性を踏まえて、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーターを配置することができます。

ウ 会議体の設置

各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組として、県及び事業者の間での会議体を設置します。この会議体は、本事業期間を通じて、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎とした、円滑な事業遂行を実現するためのコミュニケーションの枠組として機能するものとします。したがって、県は事業者の単なるモニタリングを超えた率直且つ真摯な協議の場となる運営を求めるものとします。

会議体の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

エ 第三者機関の設置

複数の有識者により構成する「第三者機関」を設置し、客観的な立場から本事業並びに県が実施するモニタリングに対する評価、アドバイス及び勧告を行うことを想定しています。

第三者機関に関する詳細については、入札説明書等公表時において示します。

(2) 再整備期間におけるガバナンス

県は、再整備が特定事業契約に定められた要求水準及び条件に適合するものであるか確認を行います。

再整備が特定事業契約に定められた要求水準及び条件に適合しないと認める場合は、県は、事業者に必要な改善を求め、事業者は、必要な改善措置を講じるものとします。

県及び事業者は、両者の参加による定期的な会議体を設けて、円滑な業務遂行に向けての課題等について、県及び事業者が協議を行って、両者が必要な対応策を講じることとします。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

(3) 運営期間におけるガバナンス

ア 運営・維持管理等業務におけるモニタリング及び実績評価

(ア) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県に対して、定期的に、また、県の求めに応じて随時報告を行うものとします。なお、報告を求める部分については、入札説明書等公表時において示します。

(イ) 県による実績評価

県は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、業務の実績評価を行い、運営・維持管理等の成果が特定事業契約に定める要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとします。

県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務情報の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとします。

また、特定事業契約に基づく県の責務については、県がその実施状況についてモニタリングするとともに、設置する会議体を通じて事業者に報告します。その際、状況や必要に応じて改善協議を行うことができるものとします。

(ウ) 要求水準違反時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、県は、事業者に改善措置を求めるとともに、未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（以下「ペナルティ」という。）を課します。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と県が判断する場合、県は事業者に代わり、本事業を実施することができます。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法及び具体的なペナルティの算出方

法については、入札説明書等公表時において示します。

イ 第三者機関の活用

第三者機関は、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を前提に、本事業期間を通じた円滑な業務遂行とそれらによる事業効果の創出を確実なものとするために、外部統制として機能します。

第三者機関は、県及び事業者が設置する会議体からの報告を踏まえての活動、客観的な立場からの主体的な活動、事業者又は県からの個別協議（相談）を踏まえた活動等、ガバナンスの確保のために、状況に応じて柔軟に活動することを想定しています。

6 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、県及び事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に定める具体的な措置に従うものとしします。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、特定事業契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。なお、特定事業契約が解除された場合の詳細については、入札説明書等公表時において示します。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約に定める県の要求水準を下回る場合、その他特定事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることとします。

上記の改善指示に基づく改善が行われない場合、又は事業者が倒産し若しくは事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は、特定事業契約を解除することができます。県が特定事業契約を解除した場合、事業者は、特定事業契約の定めに従い県に生じた合理的損害を賠償するものとします。

イ 県の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、特定事業契約の定めに従い、特定事業契約を解除することができます。この場合、県は、事業者に生じた合理的損害を賠償するものとします。

ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県及び事業者は、特定事業契約に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

(3) 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがあります。

8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の優遇措置が適用される場合には、特定事業契約の定めに従い、県及び事業者で協議を行います。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者は、県が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力することとします。

本事業は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり、多様な資金調達上の工夫の一環として、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができます。

この場合において、応募者が、株式会社民間資金等活用事業推進機構による事業者への出資及び事業者の議決権の取得を計画するとき、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとします。

なお、県は同機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同機構に問い合わせを行うものとします。

(3) その他の支援に関する事項

県は、事業者が事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を事業者に対して行うこととします。

9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、Web ページを通じて適宜行います。

(2) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、いかなる場合であっても、すべて応募者の負担とします。

(3) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限ります。

(4) 問合せ先

愛知県 企業庁 水道部 水道計画課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話（ダイヤルイン） 052-954-7483

メールアドレス kigyo-suido@pref.aichi.lg.jp

別紙 1 用語の定義

用語	定義
統括運営	統括管理、企画調整、総務・経理、セルフモニタリング等、本事業全体を管理・遂行する業務をいう。
再整備	設計、撤去及び建設をいう。
撤去	施設等を全面除却することをいう。
設計	設計図書（建築物、土木構造物、設備等の工事の実施のために必要な図面。現寸図その他これに類するものを除く。）を作成することをいう。
建設	新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。
維持管理等	維持管理及び更新をいう。
維持管理	要求水準（水量、水質等）を充足するように、施設等の運転管理、保守・点検、修繕及びこれらに付随する業務を行うことをいう。
運転管理	対象施設の運転に関する情報を把握し、監視及び制御を行うこと。また、場外施設の圧力や水量を監視することをいう。
保守・点検	保守とは、部分的に劣化した部位・部材、機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。 点検とは、建築物、土木構造物及び設備の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を確認することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能及び機能を、初期の状態又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。（ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く。）
更新	劣化した機器等を新しいものに取り替えることをいう。

別紙2 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI法及び公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン (令和5年6月2日改正)における用語		本事業における用語			
改修		撤去			
		建設			
建設					
運営等		統括運営			
		運営	維持管理等	維持管理	運転管理
					保守・点検
			維持管理	修繕	修繕
				資本的支出	更新

別紙3 サービス購入料の支払方法

1 サービス購入料の構成

サービス購入料を構成する項目及び該当する業務は、以下のとおりです。

項目	該当する業務 ⁴²	含まれる主な費用 ⁴³
サービス購入料A	撤去施設及び新施設業務	設計費、建設費、撤去費、脱炭素推進設備の導入に係る費用
サービス購入料B	撤去施設及び維持管理施設業務	人件費、保守点検費
サービス購入料C	新施設業務（再整備期間）	人件費、保守点検費 ⁴⁴
サービス購入料D	豊橋南部浄水場等業務	人件費、保守点検費
サービス購入料E	場外管路等業務	人件費、保守点検費
サービス購入料F	関連施設業務	人件費

2 各種サービス購入料の支払方法及び支払時期

(1) サービス購入料A

詳細については、入札説明書等公表時において示します。

(2) サービス購入料B～F

県は、毎年度1回、事業者年に年間のサービス購入料B～Fを支払います。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

3 物価変動によるサービス購入料の変更

県及び事業者は、一定の範囲を超える物価変動があった場合、公的機関等が公表している物価指標に基づきサービス購入料を変更します。詳細については、入札説明書等公表時において示します。

⁴² 再整備期間の統括運營業務に要する費用は、再整備期間のサービス購入料A～Fに含まれています。

⁴³ 受託事業のための薬品及び電力の調達には県が実施するため、受託事業のサービス購入料に電力費及び薬品費は含まれません。

⁴⁴ 県は、再整備期間中の新施設の修繕及び更新を想定していません。新施設の修繕又は更新が必要となった場合は、事業者が自らの費用負担において行うものとします。

別紙4 リスク分担表

リスク項目	リスク分担		
	内容	県	民
再整備期間・運営期間共通			
入札説明書	記載内容の変更に関するもの、入札説明書等の誤りに関するもの	○	
応募	応募費用の負担に関するもの		○
契約締結	県の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの	○	
	事業者の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの		○
本事業の開始遅延	県の事由による本事業開始の遅延	○	
	事業者の事由による本事業開始の遅延		○
	不可抗力等による本事業開始の遅延	○	
住民等対応	本事業を事業者が実施するという事実そのものにより生ずる避けることのできない反対運動及び訴訟等	○	
	事業者が提供するサービス内容に起因して発生する反対運動及び訴訟等		○
第三者賠償	本事業の対象施設の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害	○	
	新施設の構造が近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害		○
	県が遂行する業務に起因する第三者損害	○	
	事業者が遂行する業務に起因する第三者損害		○
	事業者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為		○
	任意事業に起因する第三者損害		○
環境保全	県が行う業務に起因する環境の悪化	○	
	事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○
政治	政策方針の変更、管理者の交代による事業の中止又は費用の増大に関するもの	○	
	県の事由による議会の不承認に関するもの	○	
	事業者の事由による議会の不承認に関するもの		○
	本事業の計画外である施設の統合・廃止によるもので、契約の中断・変更に関わるもの	○	
不可抗力	戦争、暴動、風水害、地震他、県及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○ ⁴⁵	○ ⁴⁶
制度・法令変更	本事業の実施に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの（任意事業を除く）	○	
	任意事業の実施に影響を及ぼす法制度の新設・変更による費用の増減		○

⁴⁵ 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として県が負担します。

⁴⁶ 事業者は、被害状況の把握、施設の復旧や水処理の継続等について、主体的に対応するものとします。

リスク項目	リスク分担		
	内容	県	民
	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの	○ ⁴⁷	○
税制変更	本事業の実施に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更による費用の増減（任意事業を除く）	○	
	任意事業の実施に影響を及ぼす税制の新設・変更による費用の増減		○
	事業者の利益にかかる税制度の変更による費用の増減		○
資金調達	県による一般財源等の必要な資金の確保に関するもの	○	
	その他、事業者による必要な資金の確保に関するもの		○
金利変動	金利上昇に伴う資金調達コストの増大リスク（県が資金調達する場合）	○	
	金利上昇に伴う資金調達コストの増大リスク（事業者が資金調達する場合）		○
物価変動	物価変動に伴う任意事業にかかる費用の増減		○
事業リスク	任意事業の採算性の悪化、事業の不履行		○
債務不履行	県の債務不履行、支払遅延、本事業が不要になった場合等	○	
	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○
要求水準の未達	県による指示等の不備に起因するもの	○	
	事業者の業務遂行上の不備（計画書、運転管理、保守・点検、修繕、連絡、調整等の不備）によるもの		○
電力	電力の供給停止、供給能力低下時であってバックアップで対応不可能なもの	○	
	電力の供給停止、供給能力低下時であってバックアップにより通常対応可能と考えられるもの		○
	電力使用量の変動		○
薬品	薬品関係の供給停止、供給能力低下		○
	薬品の使用量の変動		○
施設の損傷	県が遂行する業務に起因する施設・設備の損傷	○	
	事業者の設計・施工に起因する施設・設備の損傷		○
	事業者による維持管理の不備に起因する施設・設備の損傷		○
	上記以外の理由による施設・設備の損傷（撤去施設の損傷及び不可抗力事象によるものを		○

⁴⁷ 県は、本事業の開始後も引き続き最終的な給水責任を負うことから、負担するべき合理的な理由がある事項についてはリスクを負担するものとします。

リスク項目	リスク分担		
	内容	県	民
	除く)		
	上記以外の理由による撤去施設の損傷	○	
機器等の更新に伴う不具合	県が実施した工事、機器等の更新によって不具合が発生した場合	○	
	事業者が実施した工事、機器等の更新によって不具合が発生した場合		○
施設の契約不適合	撤去施設の機能・性能等に関する契約不適合があった場合	○	
	撤去施設の撤去に関する契約不適合があった場合		○
	新施設以外の施設の機能・性能等に関する契約不適合があった場合	○	
	新施設の機能・性能等に関する契約不適合があった場合		○
原水水質	追加の施設整備が必要となる恒常的な原水水質の変化	○	
	取水停止を伴う一時的な原水水質の変化	○	
	取水停止を伴わない一時的な原水水質の変化		○
原水水量	恒常的な原水水量の不足	○	
	一時的な原水水量の不足（県事由）	○	
	一時的な原水水量の不足（県事由以外）	○	
取水条件の変更	恒常的な取水条件の変更	○	
	一時的な取水条件の変更（県事由）	○	
	一時的な取水条件の変更（県事由以外）	○	
運転管理費用の増大	県の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する運転管理費用の増大	○	
	その他の事由による運転管理費用の増大に関するもの（物価変動、不可抗力、法令変更によるものは除く）		○
工事費の増大	任意事業の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの		○

リスク項目	リスク分担		
	内容	県	民
再整備期間			
物価変動	物価変動に伴う再整備費用の増減	○ ⁴⁸	○ ⁴⁷
	物価変動に伴う事業者の運転管理費用の増減	○ ⁴⁹	○ ⁴⁸
測量・調査	県が実施した測量、調査に関するもの	○	
	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
設計	県の提示条件、指示の不備、県の要求に基づいた設計変更に関するもの	○	
	事業者の提案内容、指示、判断の不備、瑕疵による設計変更に関するもの		○
計画変更・遅延	県の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
維持管理に関する事業内容等の変更	県の指示等、県の事由による維持管理に関する事業内容、用途の変更に関するもの	○	
	その他の事由による維持管理に関する事業内容、用途の変更に関するもの		○
用地	土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの）	○	
	土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲）		○
工事遅延	県の指示等、県の事由による工事遅延	○	
	事業者の事由による工事遅延（不可抗力を除く）		○
	不可抗力による工事遅延	○ ⁵⁰	○ ⁴⁹
工事費増大	県の提示条件の不備及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大	○	
	事業者の事由による工事費等の増大		○

⁴⁸ 一定の範囲を超える物価変動があった場合、公的機関等が公表している物価指標に基づきサービス購入料を変更します。

⁴⁹ 一定の範囲を超える物価変動があった場合、公的機関等が公表している物価指標に基づきサービス購入料を変更します。

⁵⁰ 事業者は工期の延長を請求できます。工期の延長に伴う増加費用は協議します。

リスク項目	リスク分担		
	内容	県	民
運営期間			
運営開始の遅延	県の事由、不可抗力による運営開始の遅延	○	
	上記以外による運営開始の遅延		○
物価変動	物価の変動による事業者の費用の増減	○ ⁵¹	○ ⁵⁰
需要変動	需要変動に伴う事業者が収受する利用料金収入の増減		○ ⁵²
事業内容等の変更	県の指示等、県の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○	
	その他の事由による事業内容、用途の変更に関するもの		○

⁵¹ 一定の範囲を超える物価変動があった場合、公的機関等が公表している物価指標に基づき利用料金を改定します。

⁵² 利用料金は固定料金と変動料金から構成されるため、需要変動に関して事業者が負担するリスクは変動料金の部分に限られます。

リスク項目	リスク分担		
	内容	県	民
事業終了時			
施設の契約不適合	対象施設の契約不適合があった場合（本事業終了日より1年以内に限る）		○
情報整備に関する契約不適合	本事業の業務内容に関連して整備された情報等に契約不適合があった場合（本事業終了日より1年以内に限る）		○
事業終了時の手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの（施設からの退去により発生する費用を含む）、SPCの精算手続きに伴う評価損益等		○